

## ごみステーションにおける現状と改善策

I 制度について			
	現状（委員からの報告内容）	委員からの提案による改善策 〔前回までに出された意見〕	【参考】市の現行の対策
1	<p>ステーションの設置者及び管理者、市や市民の責務が明確に規定されていない。</p> <p>住民の善意による清掃や管理に頼っており、そのような住民が不在の地域で散乱が見られる傾向にある。</p>	<p>法令等に規定し、ステーションの管理者による責任ある管理制度の構築を検討する。</p> <p>模範的な活動を行う住民を表彰するなどモチベーションを保つための取り組みを検討する。</p>	<p>① 法令や一般廃棄物処理実施計画で市や市民の責務を規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の責務は、ごみを収集運搬し、適正に処理すること (廃棄物処理法 4 条 1 項、6 条 1 項、6 条の 2・1 項、市条例 3 条)</li> <li>・市民の責務は、市の処理計画に従い、廃棄物を分別し所定の場所に持ち出すことや、持ち出す所定の場所を清潔に保つこと (廃棄物処理法 6 条の 2・4 項、市条例 14 条、市一般廃棄物処理実施計画)</li> </ul> <p>② ステーションの設置や管理は、長年にわたり衛生総連合会を中心とした地域で自主的に行っている。</p> <p>また、市としても、こうした地域の活動を支援するため、ステーション管理補助制度を設置するとともに、必要に応じてアドバイスや指導等を行っている。</p>
2	<p>排出時間が一律に午前 8 時 30 分までとされているが、ステーションによって収集時間がまちまちであり、収集時間が遅いステーションほどカラス等により散乱しやすい傾向にある。</p>	<p>余裕のある人は収集時間に合わせてごみ出しができるよう、地域ごとに概ねの収集時間を告知し、排出締切時間を地域ごとに指定することを検討する。</p>	<p>① 排出者は、収集日当日の午前 8 時 30 分までに指定袋に入れて、家庭ごみ(資源化物)ステーションに持ち出す。(市一般廃棄物処理実施計画)</p> <p>② 地区ごとに収集時間を設定することは、共働き世帯等の各家庭の事情、ごみ量や天候、交通量等によって時間が前後することなどの課題があるため、処理計画において必要最小限のルールとして「収集日の朝 8 時 30 分」と定めている。</p> <p>③ 散乱防止策として、ネットの貸与や購入助成等による普及促進を図るとともに、適切なネットの使用方法も様々な機会をとらえて市民 PR している。</p>

<p>3</p>	<p>ネットを使用する責務が法令等に規定されていない。</p>	<p>〔 集積容器などを除き、原則としてネットや代用品の使用を責務とすることを法令等に規定することを検討する。 〕</p>	<p>① 廃棄物を持ち出す所定の場所を清潔にしておく義務がある。(市条例14条2項)</p> <p>② ネットを使わずに散乱対策を行っている地域、ネットが不要といった地域もあり、市内一律の対応とはしていない。 (実際にネットがなくても清潔に保たれているところはある。)</p> <p>しかし、ネットは散乱防止に効果があるため、市としては、その普及に努めている。</p> <p>③ また、昨年度に実施したステーション実態調査の結果や市民通報等に基づき、散乱が見られるステーションに対して、散乱原因に応じたきめ細かな対策を地域とともに取り組んでいる。</p>
<p>4</p>	<p>具体的な収集日や収集時間が法令等に規定されていない。</p>	<p>〔 市民がルールを守るための根拠法令として、法令等に明確に規定することを検討する。 〕</p>	<p>① 現行の収集日は市が設定し、これを衛生総連合会と調整したものである。また、これを衛生総連合会が地域住民にお知らせしたという経緯がある。</p> <p>② 地域の要望があれば、収集曜日等を記載した「ステーション掲示幕」を配布している。</p> <p>③ 町丁ごとの収集日については、市ホームページにて掲載している。</p> <p>④ 地区ごとに収集時間を設定することは、共働き世帯等の各家庭の事情、ごみ量や天候、交通量等によって時間が前後することなどの課題があるため、処理計画において必要最小限のルールとして「収集日の朝8時30分」と定めている。</p>

II ステーションの現状について			
	現状（委員からの報告内容）	委員からの提案による改善策 〔前回までに出された意見〕	【参考】市の現行の対策
1	<p>家からステーションまでの距離が数百メートルあるなど、設置場所が適当でないと思われる事例が見受けられる。</p> <p>また、対象戸数が基準より大幅に多いと思われるステーションが見受けられる。</p>	<p>ステーションの配置や個々のステーションの問題点について常に情報収集に努め、基準に合致しなくなった箇所などを把握し、適宜見直しを行う。</p> <p>特に今後は高齢化社会に対応するため、ステーションの配置基準や設置場所の見直しを含め、きめ細かな対応を行う。</p>	<p>① ステーションの場所については、地域が決定している。</p> <p>② 市は、安全性や車両の通行などの視点から、位置や規模についてアドバイスを行う。</p> <p>③ ステーションに関する要望（規模、距離、統廃合など）については、その都度、丁寧に対応している。</p>
2	<p>ごみの量に対し明らかにネットが小さいと思われるステーションが見受けられる。</p> <p>収集が休みであった次の収集日は必ずネットからはみ出している。</p>	<p>市が対象ステーションの住民に対して助成制度を紹介するなど、余裕のある大きさのネットの購入を勧める取り組みを行う。</p>	<p>① 防鳥ネットについては、地域の申請により無償貸与（1ステーション1回限り）や購入助成を実施している。</p> <p>② 貸与後にネットの大きさが適切でない場合は、追加で貸与を行うなどの対応を行っている。</p> <p>③ なお、台風などの場合を除き収集が休みとなるのは、土日と年始（1/1～1/3）のみである。</p>

3	<p>収集後、生ごみの汁が残り不衛生である。</p>	<p>〔 収集作業員による簡易的な防臭対策を行うことを検討する。 〕</p>	<p>① 指定袋については、製造前のサンプル検査、納入時の抜き打ち検査などを行い、強度の確保に努めている。 ② 環境情報誌などを活用して、生ごみの水切りをPRしている。 ③ 収集時も、水分の流出やごみの飛散がない収集を徹底している。</p>
---	----------------------------	--	--

Ⅲ モラル、マナーについて			
	現状（委員からの報告内容）	委員からの提案による改善策 〔前回までに出された意見〕	【参考】市の現行の対策
1	<p>ネットをかぶせない、ネットの上に置いていくなどのマナー違反が見られる。</p>	<p>〔 不衛生感を払拭し、ネットに触れる抵抗感をなくすようネットに工夫をする。散乱が少ない傾向にある集積容器の設置を市が積極的に推進することを検討する。 〕</p>	<p>① ルール違反やマナーの悪いステーションに対し、環境センターによる啓発看板の設置や、パトロールを実施している。 ② 違反ごみについては、違反ごみシールを貼付し、収集しない。 ③ 違反が繰り返される場合は開封調査を行い、排出者が特定できれば訪問し、直接指導を行う。 ④ 排出者が特定できない場合は、地域と協力して周辺住民に啓発チラシを配布している。</p>
2	<p>他地域の住民が通勤途上などに排出していく。</p>	<p>〔 原則として、居住地区のステーションに排出する旨、法令等に規定することを検討する。  走行中の自動車から見えにくい場所や方法でステーションを設置する。 〕</p>	<p>⑤ また、昨年度に実施したステーション実態調査の結果や市民通報等に基づき、散乱が見られるステーションに対して、散乱原因に応じたきめ細かな対策を地域とともに取り組んでいる。</p>

3	<p>自治会未加入者にルール、マナー違反者が多い傾向がある。</p>	<p>きめ細かな情報提供や啓発を行うためには自治会への加入促進が不可欠。所管局と連携した対策が必要。</p>	<p>(前ページ再掲)</p> <p>① ルール違反やマナーの悪いステーションに対し、環境センターによる啓発看板の設置や、パトロールを実施している。</p> <p>② 違反ごみについては、違反ごみシールを貼付し、収集しない。</p> <p>③ 違反が繰り返される場合は開封調査を行い、排出者が特定できれば訪問し、直接指導を行う。</p> <p>④ 排出者が特定できない場合は、地域と協力して周辺住民に啓発チラシを配布している。</p> <p>⑤ また、昨年度に実施したステーション実態調査の結果や市民通報等に基づき、散乱が見られるステーションに対して、散乱原因に応じたきめ細かな対策を地域とともに取り組んでいる。</p>
4	<p>収集日以外、または収集日前日からごみを出す。</p> <p>一般ごみステーションに資源化ごみを出す。</p> <p>分別をしないで出す。</p> <p>などのマナー違反が見られる。</p>	<p>看板や監視カメラの設置を検討する。</p> <p>個人のモラル・マナー向上のためには、小中学校の授業でごみ出しマナーを取り扱うなど、若年層向けの教育、啓発活動を行うことが効果的である。</p>	
5	<p>おもに単身者向けや学生向けの集合住宅のステーションにおいてルール、マナー違反が多い。</p>	<p>集合住宅のエレベーター内や掲示板に注意書きを掲示してもらうなど、入居者への啓発について、管理者やオーナーへの協力依頼を積極的に行う。</p>	<p>上記1～4に関する対応のほか</p> <p>① 管理会社等と協力して、ポスターの掲示を行う。</p> <p>② 管理者にステーションの移設を要請する。</p> <p>といった対応を行っている。また、その他に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市外からの転入者への指定袋と「分別大事典」の配布</li> <li>・大学新入生へのごみの出し方に関するチラシの配布や学校での説明</li> <li>・不動産業者を通じた啓発チラシの配布</li> </ul> <p>などの啓発を行っている。</p>

6	<p>事業系ごみが家庭ごみステーションに排出されている。</p>	<p>[ 事業者に対する制度周知と指導を徹底する。 ]</p>	<p>上記 1～4 に関する対応のほか</p> <p>① 開封調査により排出者が特定できない場合は、周辺事業所を 1 軒 1 軒訪問し、排出状況を確認する。</p> <p>② 民間の収集業者と契約をするように指導し、その後の契約状況の確認もする、といった対応を行っている。</p> <p>その他、業界団体を通じた啓発チラシの配布を行い、事業所からの適正な排出の啓発を行っている。</p>
7	<p>トラブルになるため、ルール違反者に対し注意できない。</p>	<p>[ 抑止効果を高めるため、法令等に罰則を設けることを検討する。 ]</p>	<p>① ルール違反者に対しては、住民間のトラブル防止のため、市が指導を行っている。</p> <p>② 再三の指導に従わない者に対しては、条例に基づき勧告、改善命令を行うことができ、また、最終的には警察の協力のもと、廃棄物処理法に基づく不法投棄として罰則の適用もできる。</p>
8	<p>ステーションをごみ捨て場所だという認識を持っている人に違反者が多い。</p>	<p>[ ステーションはごみ捨て場ではなく、回収場所、仮置き場であるという意識改革のための啓発活動を行う。 ]</p>	

IV その他			
	現状（委員からの報告内容）	委員からの提案による改善策 〔前回までに出された意見〕	【参考】市の現行の対策
1	認知症などが原因で収集日が認識できない場合がある。	〔 地域の見守りで対応できない場合は、ふれあい収集制度など市の施策の活用を検討する。 〕	平成26年度から、一人暮らしの高齢者等を対象にふれあい収集を開始した。
2	収集日にごみステーションに積みまれている景観は決して美しいとはいえない。	〔 夜間収集、個別収集等、現行のステーション方式に替わる収集方法の検討を行う。 〕	